

聖籠町海のにぎわい館条例施行規則をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

聖籠町長 渡邊 廣吉

### 聖籠町規則第三十二号

聖籠町海のにぎわい館条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、聖籠町海のにぎわい館条例（平成二十三年聖籠町条例第十七号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請書類）

第二条 条例第四条第一項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第一号）によるものとする。

2 条例第四条第一項の事業計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 基本方針に関する事項
- 二 業務計画に関する事項
- 三 運営体制及び組織に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

3 条例第四条第一項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 定款又はこれらに準ずるもの
- 二 役員名簿
- 三 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における事業報告書、損益計算書（又は収支計算書）、貸借対照表及び財産目録

四 現に行っている事業内容及び実績を記載した書類

五 事業計画書に係る収支見積書

六 納税を証する書類

七 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(申請の資格)

第三条 条例第四条第一項に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体（複数の団体が共同して指定管理者の指定を受けようとする場合は、その構成員である団体）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 当該団体の責めに帰すべき事由により本町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない団体

二 本町又は他の地方公共団体から複数の団体が共同して指定管理者の指定を受けた場合であつて、当該複数の団体の責めに帰すべき事由により当該指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないときに、その構成員であつた団体

三 当該団体の役員（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者があつる団体

イ 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者

ロ 破産者で復権を得ない者

ハ 指定管理者の指定の手續において、公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

四 破産手続開始の決定を受けた法人

五 町税を滞納している団体

2 前項に掲げるもののほか、必要とする申請の資格については、町長が別に定める。

(選定の基準)

第四条 条例第四条第二項に規定する規則で定める基準は、

次に掲げるものとする。

一 事業計画書による公の施設の運営が、利用者の平等な利用を確保するものであること。

二 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために町長が必要と認める基準

(選定結果及び指定の通知)

第五条 町長は、条例第四条第二項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、申請をしたすべての団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書(別記様式第二号)によりその選定結果を通知するものとする。

2 町長は、条例第四条第三項の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対し、指定管理者指定通知書(別記様式第三号)により通知するものとする。

(協定書に定める事項)

第六条 条例第六条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事業計画に関する事項

二 利用料金に関する事項

三 管理経費の額及び支払方法に関する事項

四 事業報告に関する事項

五 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

六 管理の業務に関し知り得た個人情報保護に関する事項

事項

七 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(事業報告書)

第七条 条例第七条の事業報告書は、別記様式第四号によるものとする。

2 条例第七条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 管理業務の実施状況及び利用状況
- 二 利用料金の収入の実績
- 三 管理に係る経費の収支状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために町長が必要と認める事項

(利用の許可)

第八条 条例第十二条第一項の規定により聖籠町海のにぎわい館を利用しようとする者は、利用許可申請書(別記様式第五号)により利用期日の三月前から利用期日の五日前までの間に指定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、シャワーの利用申請については、利用の際に申請するものとする。

3 指定管理者は、第一項に規定する申請を許可、又は不許可したときは、利用許可・不許可決定書(別記様式第六号)により通知するものとする。

(利用の変更又は取消し)

第九条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更又は取消しをしようとするときは、利用許可変更(取消)申請書(別記様式第五号)により速やかに指定管理者に申請しなければならない。

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、利用許可変更（取消）決定書（別記様式第六号）によりその旨を当該利用者に通知するものとする。

（利用の制限等）

第十条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その利用を制限し、又は許可しないことができる。

- 一 集団的に、又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益となることを行う者
- 二 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為を行うおそれがある者
- 三 その他管理上支障があると認められる者

（シャワーの利用時間等）

第十一条 条例第十四条の規定による利用料金を徴収する施設のうち、シャワーの利用時間については、一人につき十分以内とする。

2 条例第十四条第三項の規定にかかわらず、小学生のシャワーの利用料金については、条例別表に定める額の二分の一とする。

3 前二項の規定にかかわらず、未就学児と保護者が同時に利用する場合は、一人での利用時間及び利用料金を適用する。

（利用料金の減免）

第十二条 条例第十五条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。この場合において、還付する金額に一円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

- 一 町、又は町とともに国及び県が公益のために利用するとき 免除
- 二 健全な地域社会の形成に役立つと認められる研修会の場として町民が利用するとき 五十パーセント
- 三 町内の幼稚園、小学校、中学校その他の教育機関及び保育園が教育又は保育の一環として利用するとき 免除

四 その他町長の承認を得て指定管理者が定める場合  
町長の承認を得て指定管理者が定める割合

2 前項の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書（別記様式第五号）を指定管理者に申請しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があつた場合は、減免の可否を決定し、当該申請をした者に利用料金減免決定書（別記様式第六号）を通知するものとする。  
（利用料金の還付）

第十三条 条例第十六条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。この場合において、還付する金額に一月未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

一 利用者の責任によらない理由により利用ができなくなつた場合 全額

二 第九条第一項の規定により利用許可書を添えて利用期日の五日前までに申請し、同条第二項の取消しの許可を受けた場合 五十パーセント

三 その他町長の承認を得て指定管理者が定める場合  
町長の承認を得て指定管理者が定める割合

2 前項に規定する利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書（別記様式第五号）に利用料金を納

入したことを証する書面を添えて指定管理者に申請しなければならぬ。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があつた場合は、還付の可否を決定し、当該申請をした者に利用料金還付決定書（別記様式第六号）により通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第十四条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 施設、設備又は器具等を故意又は過失により破損、汚損又は滅失しないこと。
- 二 火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。
- 三 許可を受けないで、備品、器具等の使用又は移動をしないこと。
- 四 募金、署名活動その他これらに類する行為をしないこと。
- 五 立入禁止場所に立ち入らないこと。
- 六 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 七 前各号に掲げるほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（利用許可の取消し等）

第十五条 指定管理者は、条例第十九条第一項の規定により利用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は中止したときは、利用許可取消等通知書（別記様式第七号）により利用者に通知するものとする。

（施設及び器具等の破損又は滅失の届け出）

第十六条 利用者は、施設及び器具等を破損又は滅失した

ときは、速やかにその旨を指定管理者に報告しなければならない。

(補則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二一条から第六条までの規定は公布の日から施行する。



別記様式第1号（第2条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

聖籠町長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

聖籠町海のにぎわい館条例第4条第1項の規定により、聖籠町海のにぎわい館の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- 3 役員名簿
- 4 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における事業報告書、損益計算書（又は収支計算書）、貸借対照表及び財産目録
- 5 現に行っている事業内容及び実績を記載した書類
- 6 事業計画書に係る収支見積書
- 7 納税を証する書類
- 8 その他

別記様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

聖籠町長

指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定における候補者の選定について、  
聖籠町海のにぎわい館条例第4条第2項及び同条例施行規則第5条第1項の規定により、  
下記のとおり通知します。

記

- 1 施設の名称 聖籠町海のにぎわい館
- 2 選定結果
- 3 理由

注 この通知は、指定管理者の候補者として選定したことを通知するもので、指定管理者の指定については、議会の議決を経た後となります。

別記様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

聖籠町長

指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請のあった聖籠町海のにぎわい館の指定管理者の指定について、聖籠町海のにぎわい館条例第4条第3項及び同条例施行規則第5条第2項の規定により、貴団体を指定管理者として指定します。

記

- 1 施設の名称 聖籠町海のにぎわい館
- 2 指定の期間  
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

注 指定管理者が行う施設の管理及び業務の範囲については、条例、規則等に定めるほか、詳細については協定によるものとします。

別記様式第4号（第7条関係）

事業報告書

年 月 日

聖籠町長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

聖籠町海のにぎわい館について、 年度の業務が完了しましたので、地方自治法第244条の2第7項及び聖籠町海のにぎわい館条例第7条の規定により、報告します。

記

添付書類

- 1 管理業務の実施状況及び利用状況
- 2 利用料金の収入の実績
- 3 管理に係る経費の収支状況
- 4 その他

別記様式第5号（第8条、第9条、第12条、第13条関係）

利用許可  
 聖籠町海のにぎわい館 利用許可変更・取消 申請書  
 利用料金減免  
 利用料金還付

年 月 日

指定管理者 様

住所

団体名

申請者 氏名

電話番号（        —        —        ）

次のとおり申請します。

利用日時	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )	午前 午後	時 分~	午前 午後	時 分
利用目的	利用予定人員 名				
利用室等	大会議室 ・ 小会議室				
利用料金	金額            円(A) 減免額            円(B) 差引納付（還付）額            円(A) - (B)				
変更・取消・減免・還付	変更・取消・減免・還付の具体的な理由				
備考					

※申請者は、太枠の部分のみご記入ください。

別記様式第6号（第8条、第9条、第12条、第13条関係）

（表）

利用許可・不許可

聖籠町海のにぎわい館

利用許可変更・取消 決定書

利用料金減免

利用料金還付

年 月 日

住所

団体名

申請者 氏名 様

電話番号（ - - ）

指定管理者

次のとおり決定します。

利用日時	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）	午前 午後	時 分～	午前 午後	時 分
利用目的	利用予定人員 名				
利用室等	大会議室 ・ 小会議室				
利用料金	金額 円(A) 減免額 円(B) 差引納付（還付）額 円(A)－(B)				
不許可・変更・ 取消・減免・還 付	不許可・変更・取消・減免・還付の具体的な理由				
備考					



年 月 日

様

指定管理者

聖籠町海のにぎわい館利用許可取消等通知書

年 月 日付けで許可した聖籠町海のにぎわい館の施設の利用については、下記の理由のため、聖籠町海のにぎわい館条例第19条第1項及び同条例施行規則第15条の規定により、利用の取消し（変更・中止）しますので通知します。

記

- 1 施設の名称 聖籠町海のにぎわい館
- 2 理由

注 1 この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、聖籠町長に対して審査請求をすることができます。また、審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に新潟県知事に対して再審査請求することができます。

2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求又は再審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求又は再審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して）6箇月以内に、指定管理者を被告として（指定管理者を代表する者は、 ）となります。）、提起することができます。